

大阪府財政構造改革プラン 《たたき台》

大阪府改革プロジェクトチーム
平成22年(2010年)6月



はじめに ~ 財政構造改革の必要性 ~

大阪府では、長年にわたり行財政改革に取り組んできましたが、とりわけ、平成20年に策定した「財政再建プログラム案」においては、次世代に負担を先送りせず“収入の範囲内で予算を組む”という原則を徹底することで、財政規律を堅持してきました。

しかし、雇用や経済の状況は依然として厳しく、法人二税を中心とする税収が低迷する中、国の地方財政対策に大きく依存するなど、今後とも歳入の大きな伸びは期待できません。

一方、社会保障分野をはじめ、国が決める制度内容に従って、地方の義務的・恒常的な負担が生じ、それが高齢化等に伴って、年々拡大を続けています。

10年以上改革を続けても恒常的に財源不足が続くのはなぜなのか。こういう問題意識から、4月に公表した「財政構造等に関する調査分析報告書」では、自らの改革の手は緩めないこととあわせ、国の制度にも課題があることを明らかにしました。

こうした構造を改善し、地方が地域主権の担い手として機能していくためには、「国が決定することは国の責任、地方が決定することは地方の責任」という考え方の下で、税源移譲を含む自律的な財政構造を実現しなければなりません。そうでなければ、人口減少やグローバル競争が進展する中、大阪府は、多様な行政ニーズに応えていくことはできません。

「財政再建プログラム案」の後継となる本プランでは、先に公表した調査分析報告書で明らかになった課題を踏まえ、「歳入歳出改革」「国への制度提言」「公務員制度改革」を改革の柱として、取りまとめました。

今後、これらに沿って、自律的な財政構造を実現し、大阪府が地域主権をリードできるよう、歳入歳出や公務員制度など自らの改革に取り組むことはもちろん、地方財政や社会保障などについても国に提言を行い、改革を迫ってまいります。

目 次

はじめに	1	
財政構造改革プランの基本的考え方	3	
(1) 大阪府の財政構造等に関する調査分析の総括	3	
(2) 基本的考え方	4	
(3) 計画期間	5	
(4) 改革効果額	6	
(5) 改革のポイント 取組みの要約	7	
1. 大阪府における歳入歳出改革	20	
(1) 歳出改革(主要分析事業、400事業の評価)	21	
(2) 歳入確保(財産・債権管理等、課税自主権の活用、使用料・手数料の見直し)	56	
(3) 新公会計制度の導入	73	
(4) 出資法人等のさらなる改革	76	
(5) 公の施設のさらなる改革	86	
(6) 主要事業の「将来リスク」の点検	94	
2. 国への制度提言	104	
(1) 地方財政制度	105	
(2) 社会保障制度	115	
総論		
個別項目		
生活保護制度	国民健康保険制度	後期高齢者医療制度
介護保険制度	障害者自立支援法に基づく福祉サービス給付	
公費負担医療制度	児童扶養手当	
(3) その他の制度改善等	145	
公営住宅制度	子ども手当	その他
3. 公務員制度改革	158	
(1) 公務員制度改革	159	
(2) 組織人員体制の見直し	162	

財政運営のあり方や財政シミュレーション(財政収支見通し)などについては、「素案」策定の際にお示しする予定です。

財政構造改革プランの基本的考え方

(1) 大阪府の財政構造等に関する調査分析の総括

【歳出面】

他府県との比較では、府だけが実施あるいは実施府県数が半数未満の事業数が約4割に上ることや、社会保障関連経費では、平成元年度に比べて20年度で約3倍となり府財政に大きな影響を与えていることなどを明らかにしました。とりわけ社会保障制度は、国の企画・立案する内容によって、介護や医療など、地方に義務的・恒常的な財政負担が生じている状況等进行分析するとともに、今後、権限・財源・責任のあり方や、必要な制度見直しの検討が必要であることなどを提示しました。

また、約400事業のうち、事業費の規模や増加傾向など財政構造への影響が大きい21の事業を取り上げ、より掘り下げた分析を行いました。

【歳入面】

税では、法人2税が急激に落ち込み、その回復が他府県よりも鈍いことや、個人住民税では低所得者層の増加等に伴い、1人あたり税額が全国平均を下回ることなどを明らかにしました。

また、地方交付税では、交付税総額の不足を補うために地方自治体が発行する「臨時財政対策債」等の残高が増加しており、後年度への負担の先送りは、地方財政制度そのものが立ち行かなくなる事態も懸念されること等から、地方税財源のあり方の検討が急務であることなどを提示しました。



「自律的な財政構造」の実現が必要

(2) 基本的考え方

【理念・目的】

国と地方の役割分担を明確にし、地方の仕事の中身は地方が責任を持って決めるという「地域主権」の実現を通じて、府財政構造の抜本的改革をめざします。

守るべきものは守りながら「収入の範囲内で予算を組む」ことを徹底し、財政健全化団体にならないよう、財政規律を堅持します。

【改革の視点】

国との役割分担

- ・国は、国家としての存立に関わる事務や全国的に展開すべき政策課題など、本来果たすべき役割を重点的かつ限定的に担い、その他は地方自治体に任せるよう国に求める。
- ・全国一律の統一的基準により実施すべき施策・サービスについては国、地域の実情や創意工夫を反映させるものは地方という役割分担を明確化し、権限・財源・責任を一致させるよう国に求める。

市町村との役割分担

- ・住民に身近なサービスは市町村が担い、府は広域的自治体として、競争による成長戦略や地域では解決できない広域的な課題など、府域トータルで行うべき役割を担う。
- ・基礎自治体である市町村が住民の安心を支えられるよう、府は市町村に権限や財源を移譲し、広域的、専門的観点からバックアップする。



民間との役割分担

- ・民間でできることは民間に委ね、府は民間ではできないサービスを担うことを基本に施策選択する。
- ・府が担うこととした分野でも、良質のサービスを最小のコストで提供できるよう、民間の経営手法等を取り入れ、質や効率性を向上させる。

持続可能性の確保

- ・限られた資源を最適配分する観点から、他府県との比較を通じて府の施策、組織等を精査し、将来にわたって持続可能なものとなるよう、大阪府の地域性や実情も考慮して適正な水準に見直す。
- ・受益の範囲等が限定されるサービスについては、負担の公平を図る観点から、適正な受益者負担を求める。

経営の視点、マネジメントの重視

- ・「収入の範囲内で予算を組む」という原則を徹底する。財政規律を強固なものとし、将来の負担リスクなど突発的な事態への対応にも備える。
- ・サービスを利用者の選択にさらし、実施主体の切磋琢磨を引き出す。頑張ったところ、実績をあげたところ、確実に効果が見込まれるところに集中投資する。
- ・P D C Aサイクルを通じて必要性・費用対効果等を点検し、部局長のマネジメントによる運営を徹底する。

(3) 計画期間

国が「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）の中で策定した中期財政フレームの期間や、社会保障制度の見直し時期などを考慮し、平成23年度から25年度までの3年間とします。

(4) 改革効果額

(単位:億円)

	H23年度	H24年度	H25年度
歳出改革 (出資法人・公の施設含む)	75	110	110
歳入確保	50	55	75
公務員制度改革			
合計	125	165	185

(参考)

国への制度提言(社会保障の全額国負担化)が実現された場合の負担軽減額

約 2,000億円 -

(平成21年度当初予算ベースで試算)

【主な内訳】

(単位:億円)

項目	負担軽減額	項目	負担軽減額
生活保護制度	40	後期高齢者医療制度	700
国民健康保険制度	700	公費負担医療制度	350

は、地方財政上の取扱いが変更された場合に生じる減

(5) 改革のポイント

歳出改革

見直しの視点

大阪府では、これまでも幾度となく行財政改革に取り組んできましたが、少子高齢化の一層の進展、金融不安に端を発する世界的な景気後退、政権交代に伴う様々な制度改革など、社会経済情勢の構造的な変化に見舞われています。そのため、今回、先の調査結果を踏まえて新たに類似府県等との比較の視点で評価・検討を行うとともに、これまでの改革と同様の視点からも再点検を行いました。

主要分析事業

「見直しの方向」「実施時期」の記載は要約のため、正確には各事業に関する本文中の記載を参照

事業名	見直しの方向（要旨）	実施時期
市町村振興補助金	<ul style="list-style-type: none">□ 平成22年度から、より市町村の自律化を重点的に支援する制度に改正し、それを踏まえた算定項目を新たに設定□ 3年後の25年において、本補助制度が十分にその役割を果たしているか効果検証を行う	平成22年度 (25年効果検証)
市町村施設整備資金貸付金	<ul style="list-style-type: none">□ 当分の間存続することとし、府と市町村が連携して低利で安定的に資金調達できる仕組みの構築に向けた検討をすすめる	速やかに検討



事業名	見直しの方向（要旨）	実施時期
私学助成（経常費助成など）	<p>【1 私学助成について】</p> <ul style="list-style-type: none">□ 厳しい財政状況を踏まえ、財政再建プログラム案で実施している<u>経常費助成単価引下げ等の節減の取組みは、継続せざるを得ない</u> <p>【部局の意見】</p> <p>本来、高校の教育力を高めるためにも復元が必要であるが、公立学校教育の経費節減等の取組みも踏まえ、その内容や期間について検討すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none">□ 府としての補助目的や効果に変化がみられる補助メニュー（私立幼稚園3歳児保育料軽減補助、専修学校専門課程振興補助）を見直し、政策目的を明確化した事業へと再構築。さらに<u>専修学校高等課程への経常費助成については、他府県水準との比較を踏まえ縮減</u> <p>【部局の意見】</p> <p>「専修学校高等課程への経常費助成」については、「英数国理社だけではない複線型の多様な進路」を生徒に提供していくためにも、府内の私立高校と同じ水準にすべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none">□ 授業料支援補助金の拡充（検討中）に要する額については、選択と集中の観点から、<u>公立での受け皿がある小中学校に対する経常費助成のあり方など、私学助成全体のさらなる見直しを図る中で対応</u> <p>【部局の意見】</p> <p>私学助成の選択と集中のみで対応するのではなく、私学助成をはじめとした府施策全般の見直しの中で対応すべきではないか。</p>	23年度



事業名	見直しの方向（要旨）	実施時期
私学助成（経常費助成など） 続き	<p>【2 府立高等学校について】</p> <ul style="list-style-type: none">□ 授業料無償化、学校事務の集約化、IT化等による効率的な事務執行を推進することにより、学校事務運営体制を見直し □ 数年後には再び生徒減少期に入る見込み。加えて、公私間の競争条件の整備を今後すすめることによって、公私間の生徒の流動化がすすむことも考えられる。こうした背景を踏まえ、府立高等学校の再編整備の考え方を検討	<ul style="list-style-type: none">・体制見直し 23年度着手 ・再編整備の考え方検討 23年度以降着手
大阪府育英会助成費	<ul style="list-style-type: none">□ 授業料支援補助金を含めたトータルの修学支援策を検討するなかで、持続可能で、より効果的な制度となるよう奨学金制度を再構築□ 奨学金制度の持続的な運営のためには、授業料支援補助金の実施による貸付総額の縮減とあわせて、貸付内容の見直し検討のほか、滞納対策など債権管理の強化が必要□ 具体的には、奨学金貸付について、今後、授業料支援補助金の拡充とあわせた奨学金制度を構築するなかで、修学支援策として最も有効となるよう貸付上限額や対象の見直しを検討□ また、入学資金貸付について、国と地方の役割分担を踏まえ、高校等入学資金の貸付への重点化を検討□ 債権回収におけるサービスの活用について、費用対効果等を踏まえ、検討	24年度以降実施を 目途に検討



事業名	見直しの方向 (要旨)	実施時期
福祉医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> □ 全都道府県で実施されており、国において制度化されるよう要請 □ 国による制度化までの間は、地方単独で持続させていくために、対象者の範囲や国の公費負担医療制度との整合性をも考慮した制度のあり方について再検討 □ 乳幼児医療制度については、子育て施策の一環として対象年齢の引上げや所得制限の撤廃を市町村の判断で実施されていることも踏まえ、あり方を検討 □ 今後、国における医療保険制度等の検討状況を見据えつつ、医療が必要な方に対する支援として府が実施する医療費助成制度の「守備範囲」を明確化の上、25年度実施を目途に抜本的な見直しを図る 	25年度実施を目途に抜本的な見直し
中小企業向け制度融資	<ul style="list-style-type: none"> □ 元気な中小企業づくり 府は預託を通じて企業を支援 金融機関と保証協会を担い手とする新たな政策融資を創設 政策目的に応じた金利優遇による成長企業支援融資を継続 □ 金融セーフティネット 府は信用補完を維持し企業を支援 府は損失補償を通じて府保証協会とともにセーフティネットを支える 融資資金の調達に金融機関に委ね、府による預託は廃止 □ 府保証協会に対する損失補償の見直し 他府県比較や社会経済情勢を踏まえ、府の負担割合を見直し 	23年度
小規模事業対策費・経営力向上緊急支援事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 民間専門家による「経営力向上緊急支援事業」を新設。同一の条件下でエンドユーザー(小規模事業者)が商工会等と民間専門家を選択 □ カルテ方式を導入し、事業者ごとに、課題把握 具体的支援メニューの実施 支援結果の把握までの支援過程を記録し、支援実績や成果を『見える化』 □ 支援メニューを標準化し、実績に応じた補助を実施 	22年度



事業名	見直しの方向 (要旨)	実施時期
公営(公的)住宅の 行政投資のあり方	<ul style="list-style-type: none"> □ 適正な管理戸数について 耐震性の低い高層住宅(約10,000戸)のうち、耐震化が困難なもの(戸数は精査中)や、低需要住宅(随時募集を行っても応募のない約1,300戸)などについて管理戸数を削減 	22年度中に具体的な計画を検討(23年春目途に公表)
	<ul style="list-style-type: none"> □ 特別会計の導入 府営住宅のフルコストを管理する特別会計を設置し、自律的な住宅経営を展開。導入に当たっては、一般会計との繰入ルールを整理 	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> □ 管理コストなどの見直しや一層の収入確保 さらなるコスト圧縮の努力 ・建設・管理水準の適正化 ・指定管理者制度モデル事業の検証 一層の収入確保 ・低利用地の有効活用・売却(未利用駐車場の時間貸し等) ・民間事業者を活用した建替え 	随時
	<ul style="list-style-type: none"> □ 国への制度要望 管理戸数未満の建替え、低需要・耐震化困難な住宅の用途廃止を実施できるよう所要の制度改正を要望 民間を含めた住宅ストックの活用も可能とする借上げ公営住宅やバウチャー制度等の検討をすすめ、国に要望 	随時
	<ul style="list-style-type: none"> □ 府営住宅政策のあるべき姿について 公的住宅(公営、公社、UR)について、一団の住宅ストックとして捉え、今後、公・民の住宅ストックの需給状況や、借上げ公営住宅、バウチャー制度等の検討状況を踏まえ、府営住宅の戸数等、あるべき姿を見極め 	国の制度検討等を踏まえ



事業名	見直しの方向（要旨）	実施時期
警察職員待機宿舎	<ul style="list-style-type: none">□ 待機宿舎の整備計画の策定に当たっては、既存ストックの活用を図るなどにより、可能な限り整備戸数を抑制するとともに、PFI方式の導入など様々な手法を検討し、整備費用の抑制を図る□ 賃料は、整備コストなどを踏まえ、引き続き適正水準に設定	随時

公共投資（インフラ）のあり方

建設から維持管理への重点化

都市基盤整備の見直しによって、将来の建設事業を圧縮 維持管理費に重点化

都市基盤整備の見直し

- 道路等の見直し・・・物流の効率化や広域連携の強化、安全・安心の確保、早期に効果発現が可能であるなどの観点から重点化し、今後の整備計画を策定するとともに、将来の必要性、実現性を考慮して、未着手である道路等の都市計画について、見直しをすすめる
- 治水対策及び土砂災害対策の見直し・・・人命を守ることを最優先としつつ、府内一律に定めていた治水目標を見直し、河川氾濫や浸水の程度により判定した危険度の大きさに応じて各河川ごとに定めるとともに、今後の整備計画を策定

維持管理費への重点化

- 「維持管理の戦略」の策定・・・高度成長期に整備したインフラを計画的に効率よく補修・更新する必要。施設の長寿命化、維持管理費の平準化及びライフサイクルコストの縮減を着実にすすめるため、予防保全の観点をさらに重視した「維持管理の戦略」を策定
- 維持管理財源の充実確保・・・多額を要する維持補修については、地方債を含め、必要な財源を充実確保できるよう、国に要望

400事業の評価

評価・点検の視点

部局長マネジメントを基本に、全庁を挙げて評価・点検を実施しました。「これまでも続けてきたから」という前例踏襲をやめ、府として本当に必要なサービスの内容や規模について、次のような視点から点検を行いました。

(評価・点検の主な視点)

- 1 他府県との比較 (サービスの水準(対象範囲、単価設定など)、事業費の全体規模など)
- 2 府県の役割か否か (民間類似サービスの有無、国や市町村との役割分担、広域連携の可能性など)
- 3 財源確保の可能性 (受益者が特定されるサービスには適正な受益者負担を設定など)
- 4 競争性の向上・確保 (エンドユーザーに届くサービスの質・量を改善し、府民満足度を向上)
- 5 持続可能性の確保 (持続可能な制度とするため、優先順位付けを徹底)
- 6 PDCAサイクルの厳格化 (PDCAサイクルを徹底するため、目標や撤退ルールを明確化など) など

評価・点検の結果

前述の視点から評価・点検を行い、「(継続)」「(課題付き継続)」「(見直し)」「×(廃止)」に区分しました。

(各区分のイメージ)

- 「(継続)」 … 当面はこれまでどおりに継続 (100事業)
- 「(課題付き継続)」 … 継続するが、事業費の増大リスク等の課題に今後対応が必要 (81事業)
- 「(見直し)」 … 事業の規模、水準、手法等について見直し (41事業)
- 「×(廃止)」 … 当該事業を廃止(既に終期設定済みのものは含まない) (8事業)

400事業中、法令義務負担などを除き、評価対象は230事業

歳入確保

大阪府では、歳入確保を図るため、これまでも府有財産の処分をすすめてきましたが、さらに、府民共通の財産として、現在の利用形態や貸付方法の見直しも含め積極的に調整を図り、財源確保を行います。また、基金の活用や債権回収の強化などに取り組みます。

項目	内容	取組額 (単位:億円)		
		H23	H24	H25
財産・債権管理等				
() 府有財産の活用と売却	保有する全府有財産のうちから、活用可能財産を掘り起こし、積極的に売却・貸付を行う	23 (23)	56 (54)	89 (71)
() 基金の活用	府営住宅整備基金に積立てた活用可能財産による未利用地の売却額分は、府営住宅を適正に管理するため、計画修繕に活用する	6	10	18
() 債権管理の強化対策	府税債権の滞納圧縮の更なる推進を図るとともに、「特別回収・整理チーム(仮称)」の設置など、的確な債権の回収・整理を図り、債権管理の大幅な強化対策を順次実施していく	43	41	39
合計		72 (23)	107 (54)	146 (71)
一般財源ベース		49	53	75

府営住宅用地を売却した場合、府営住宅整備基金への積立てが必要なため、その額を内数で記載。()内の数字は積立てを行う額。なお、府営住宅は平成24年度から特別会計への移行を検討しているため、用地の売却益の取扱いや基金の活用の取組額については、今後検討が必要

〈今後取り組むもの(主なもの)〉

項目	内容
使用料・手数料の見直し	受益者(サービス利用者)の特定されるすべてのサービス・事務について、原則としてフルコストで積算した使用料・手数料を徴収する方向で見直し



出資法人等のさらなる改革

出資法人について、財政再建プログラム案の進捗の点検はもちろんのこと、その後の社会状況の変化などを踏まえ、さらに事業の必要性・効果を検証し、そのあり方を見直します。

プログラム案に沿った見直しの具体化をすすめます

- ・見直しの実施時期、方法などをより具体化
- ・可能なものはさらに踏み込んだ見直しを実施

(財)大阪府文化振興財団、(財)大阪府国際交流財団、(株)大阪国際会議場、
(財)大阪府保健医療財団、(財)千里ライフサイエンス振興財団、(株)大阪府食品流通センター、
大阪高速鉄道(株)、大阪府道路公社、大阪府都市開発(株)、(財)大阪府タウン管理財団、
(財)大阪府文化財センター

国の制度改革等に対応したさらなる見直しをすすめます

- ・国の制度改革や本プランによる事業見直し等に対応し、法人のあり方や運営方法等について改めて見直し

(財)大阪府育英会、(財)大阪府産業基盤整備協会、堺泉北埠頭(株)

新たな観点からの点検

- ・国の制度や補助金が第三セクターのみを対象としているものなどについてその妥当性等を点検し、必要に応じて、国に対し制度改革の要望を行います。
- ・出資法人が出資等を行っている法人(いわゆる孫法人)が府や出資法人の事業の一翼を担っている場合などには、孫法人の状況も点検しておく必要があります。今後、出資法人の孫法人に対する関与の状況等を踏まえながら、出資法人を通じて、定期的に点検していきます。

公の施設のさらなる改革

公の施設について、これまでの財政再建プログラム案(平成20年度策定)の取組みに加え、以下の観点から、さらなる点検を行いました。

- ・プログラム案どおり見直しがすすんでいない、あるいは事情の変化により見直しの方向性に变化があるもの
- ・プログラム案以降に、さらに点検を行った結果、新たな課題が見つかったもの

廃止等(4施設)		
箕面通勤寮	特許情報センター	健康科学センター(ゲンキープ大阪)
府民牧場		
抜本的なあり方検討(11施設)		
インターネットデータセンター(iDC)	子どもライフサポートセンター	介護情報・研修センター
稲スポーツセンター	障がい者交流促進センター (ファインプラザ大阪)	箕面公園・昆虫館
服部緑地・都市緑化植物園	浜寺公園・プール	久宝寺緑地・プール
住之江公園・プール	枚岡公園・プール	
「地元関係自治体等との協働、連携強化」「運営の一層の効率化」等(9施設)		
青少年海洋センター	青少年海洋センターファミリー棟 (マリンロッジ海風館)	上方演芸資料館(ワッハ上方)
金剛コロニー	泉州救命救急センター	中河内救命救急センター
府民の森(ほりご園地)・紀泉わいわい村	弥生文化博物館	体育会館

国への制度提言

項目	内容		
地方財政制度	地方においても、歳出の無駄をなくすなどのさらなる改革を行わなければならないが、臨時財政対策債からの早期脱却に向け、地方税収の拡充や交付税率の引き上げを検討すべき 国と地方の役割分担を踏まえた権限・財源・責任の明確化		
		ローカル・オプティマム(地域における最適水準)	
	ナショナル・ミニマム	ナショナル・スタンダード	地方の独自施策
定義	全国一律の最低限の基準として、国が提供を保障すべきもの	国が示す基準を参考にしつつ、地域の実情に即して、地方が内容を決定するもの	地方が、地域の実情に即して、独自に内容を決定するもの
特徴	国民が必要なときに、公平・平等に受けるべき最低限の給付やサービス 国は、全国一律に従うべき基準を設定 地方の判断で下げることは不可	国は、目安となる基準を提示 地方は、その基準を参考にしつつも、変更可	国の関与なし 地方は、独自に最適水準を決定し、全ての責任を負う
権限・責任	国：制度の企画・立案 地方：国からの委託を受けて執行	国：目安となる基準の提示 地方：自らの判断で執行	国：なし 地方：自らの判断で執行
財源	委託金(国が全額負担)	地方税(税源移譲) + [財源調整]	
	権限・財源・責任の明確化という観点から、ナショナル・ミニマムにあたる義務的な事務は、国が全額を負担する制度とすべき ローカル・オプティマムにあたる仕事の財源は、原則地方税で賄うべき		
社会保障制度	権限・財源・責任の明確化を重視して、主要な社会保障制度について分類 ナショナル・ミニマム 現金給付(生活保護制度、児童扶養手当) 医療給付(国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、公費負担医療制度) ナショナル・スタンダード 介護保険制度、障害者自立支援法に基づく福祉サービス		
その他	公営住宅制度・・・民間賃貸住宅ストック等を活用したバウチャー制度の検討など 子ども手当・・・国の責任で全額財源を確保すべき など		

〈社会保障制度の提言〉

個々の制度に関する提言については、経済が低迷する中で、当面(計画期間3年間)、早急な手立てが必要な低所得者対策や、高齢化の進展等により財政が悪化する中で、制度の持続性を高めるための制度改革を中心として以下のとおり提言しています。

項目	主な提案内容
生活保護制度	生活保護への移行を未然に防止する「第2のセーフティネット」の構築、稼働年齢層と高齢者層など対象者に応じた仕組みの構築、医療扶助のあり方検討
国民健康保険制度	市町村国保の広域化に向けた条件整備、低所得者対策である「保険基盤安定制度」の国の負担対応、単独事業の実施に伴う国庫負担金の減額措置(ペナルティ)の廃止 など
後期高齢者医療制度	新しい高齢者医療制度への円滑な移行
介護保険制度	低所得の高齢者が無理なく負担できる仕組みの創設、資産の保有状況を保険料の決定に反映する仕組みや非保険者の拡大の検討 など
障害者自立支援法に基づく福祉サービス給付	障がい者の地域移行・地域生活支援の充実、応能負担への利用者負担の見直し、支給決定の客観的なルールの創設 など
公費負担医療制度	特定疾患治療研究事業の法制化、福祉医療費助成制度の国制度化
児童扶養手当	児童扶養手当の基準の見直しなど母親の自助努力が報われる仕組みの構築 母子家庭の正規雇用を推進するための奨励金制度創設などの仕組みの検討

公務員制度改革

がんばった職員が報われ、やる気を引き出すとともに、府民の理解と支持を得られ、多様な人材登用を通じた価値観の衝突によるエネルギーを引き出す公務員制度改革に取り組みます。

項目	内容
人事給与制度	給与制度 ・独自給料表(行政職給料表)の導入検討(1つの役職段階に1つの職務の級等の検討) ・わたり・一律的昇格の解消。現給保障の解消を検討 任用制度 ・本庁部長(庁内外を問わず人材を登用できる仕組みを検討) ・課長級昇任の見える化(マネジメント能力を重視した任用)
組織人員体制	一般行政部門職員数 ・22年度から26年度の5年間で、21年度当初比900人削減をめざす ポスト管理 ・職員数全体の削減をすすめる中で、管理職ポストのスリム化を図る 出先機関の見直し ・廃止・統合及びあり方検討・・・特許情報センター、府営印刷所 など ・独法化・・・産業技術総合研究所、環境農林水産総合研究所(24年1月まで) ・中核市移行・・・豊中保健所廃止(24年4月) 附属機関の見直し

給与、勤務条件に関する事項は職員団体等と協議します。